

令和7年第5回教育委員会定例会議事日程

1 日 時

令和7年4月22日（火） 午前9時30分から

2 場 所

島本町役場 3階 委員会室

3 議 事

第1 会議録確認委員の決定

第2 第17号議案 島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱について

第 17 号議案

島本町立第二中学校学校運営協議会委員の委嘱に
ついて

教育長に対する事務委任規則（昭和34年島本町教育委員会規則第1号）第1条第1項第15号の規定に基づき、議決を求めます。

令和 7 年 4 月 22 日提出

島本町教育委員会

教育長 横 山 寛

令和7年度 島本町立第二中学校 学校運営協議会委員名簿（案）

	氏名	委員の属性	任期
1	池尾 幸司	対象学校の所在する地域の住民 (少年補導員)	令和8年3月31日まで
2	幸嶋 成幸	対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (「ひびき」施設長)	令和8年3月31日まで
3	竹内 由美子	対象学校に在籍する児童生徒の保護者 (PTA会長)	令和8年3月31日まで
4	井上 功	対象学校の運営に資する活動を行う者 (部活動外部指導者)	令和8年3月31日まで
5	居内 正	学識経験者 (大阪青凌高等学校教頭)	令和8年3月31日まで

島本町学校運営協議会規則（抜粋）

（組織等）

第8条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。

（任期）

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。